

社会福祉法人透友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人透友会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事の報酬等)

第2条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う事ができる。
2 職務のため出張をしたときは、別表2より「職員の旅費規程」に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給するものとする。

(監事の報酬等)

第3条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う事ができる。
2 監事が理事会（出席）以外の日において、運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払う事ができる。
3 職務のため出張をしたときは、別表2より「職員の旅費規程」に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給するものとする。

(評議員の報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う事ができる。
2 職務のため出張をしたときは、別表2より「職員の旅費規程」に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用の支給時期は、会議開催月の月末に振込にて支給する。ただし、業務の都合により繰り上がることがある。
2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項が発生した場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月30日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

別表 1

役職名	報酬日額
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評議員	10,000円

別表 2

旅 費	費 用
鉄 道	路程に応じ旅客運賃等により支給
船 賃	路程に応じ旅客運賃等により支給
航 空 賃	路程に応じ旅客運賃等により支給
車 賃	1km当りの定額又は実費を支給
宿 泊 費	12,000円限度／一夜あたり
食 卓 料	2,600円限度／一夜あたり

「職員の旅費規程」に基づく。